

社会福祉法人エルム福祉会 評議員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人エルム福祉会 定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程で評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

（報酬等の支給）

第3条 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 全評議員の報酬総額は定款第9条に定める金額の範囲内とする。

（出張旅費）

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費を支給することができる。

2 出張した者は、終了後速やかに領収書等を添付して出張旅費を清算するものとする。

（退職手当）

第5条 役員が退職するときは次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額を退職手当として支給することができる。

(1) 在任期間1年につき 10,000円

2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、端数月は切り上げるものとする。

（報酬等の支払方法）

第6条 報酬の支払いは次のとおりとする。

(1) 第3条については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日（当日が土曜日・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により行う。

(2) 第4条についてはその都度現金にて支払う。

2 報酬等の支払いは、源泉所得税を控除した額を支払う。

（改正）

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (出席時報酬)

名称	報酬(日額)
評議員会出席報酬等	4,000円

別表 2 (旅費)

名称	金額
交通費(鉄道賃、船賃、車賃、航空賃) ※急行料金、特急料金、指定席料金など を含む	実費額
宿泊費(室料)	実費額(上限10,000円)